

衆議院法務委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 1 日（火）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・古川法務大臣、小田原外務副大臣、石井経済産業副大臣、本田外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）井出庸生君（自民）、大口善徳君（公明）、鎌田さゆり君（立民）、鈴木庸介君（立民）、藤岡隆雄君（立民）、山田勝彦君（立民）、守島正君（維新）、阿部弘樹君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

井出庸生君（自民）

- （1） ロシアによるウクライナ侵略
 - ア ロシアによるウクライナ侵略と日本政府の対応についての法務大臣の見解
 - イ 外国の紛争に軍事力をもって介入しないことは戦後日本の国是であるとする古川法務大臣の過去の発言についての確認
- （2） 昨年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 名古屋出入国在留管理局における被收容者の処遇細則と実際の運用が異なっていた理由
 - イ 名古屋出入国在留管理庁の職員がDV措置要領を認識していなかった問題の背景
 - ウ 被收容者に関する規則等を被收容者に周知することや第三者に開示することの是非についての出入国在留管理庁の見解
- （3） 刑事裁判記録の閲覧・公開
 - ア 刑事裁判記録の国立公文書館への移管についての法務省の見解
 - イ 民事裁判記録の国立公文書館への移管についての最高裁判所の運用状況
 - ウ 刑事確定訴訟記録法第 4 条第 2 項第 2 号において保管記録の閲覧期間を当該記録に係る被告事件の終結後 3 年以内としていることと憲法上の裁判の公開との関係についての法務省の見解

大口善徳君（公明）

- （1） ロシアによるウクライナ侵攻に伴う避難民の受入れを適切に行うため、インドシナ難民の受入れと同様の閣議了解を行って受入れ制度を早急に確立する必要性についての法務大臣の見解
- （2） 昨年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 本件死亡事案についての法務大臣の所見と今後の改善策への取組姿勢
 - イ 名古屋出入国在留管理局を含めた入管收容施設における医療体制の強化の取組の実施状況
 - ウ 本件死亡事案の調査報告書で示された 12 項目の改善策の実施状況
- （3） 民法の嫡出推定規定の見直し
 - ア 無戸籍者の発生を予防するため、2 月 14 日に法制審議会から答申された民法改正の要綱に基づき早期に嫡出推定規定を改正する必要性についての法務大臣の見解
 - イ 嫡出推定規定の改正が実現した場合における無戸籍者の発生防止への効果及び既に生じている無戸籍者問題の解決策の内容
- （4） 2 月 14 日に答申された「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」に基づく法整備の早期実現に向けた法務大臣の所見
- （5） 家事調停手続のウェブ会議の実施状況及び利用者の意見の内容
- （6） 「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」の今後の検討スケジュールと具体的な取組の内容

鎌田さゆり君（立民）

- (1) 所信表明の冒頭部分に込められた法務大臣としての哲学及び当該部分の作成者が大臣自身であることの確認
- (2) 昨年 12 月の死刑執行
 - ア 法務大臣が当該死刑執行の命令書に署名した日の確認
 - イ 死刑執行を受けた 3 名のうち 2 名が再審請求中であったことについての法務大臣の認識
 - ウ 死刑の犯罪抑止効果や死刑執行対象者の選定基準とプロセスなどを国民や国会に開示すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 所信表明で示された「他者を尊重し、共に生きていく」という文言は L G B T Q を始めとして多様な人々を包摂していることの確認
- (4) 選択的夫婦別氏制度
 - ア 所信表明に選択的夫婦別氏制度の記述がないことについての法務大臣の見解
 - イ 選択的夫婦別氏制度の導入について一定の目標を設定すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (5) 昨年 3 月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 本件死亡事案から 1 年が経過しようとしているにもかかわらず、未だに死因が特定されていない理由についての法務大臣の見解
 - イ 遺族との面会の必要性についての法務大臣の見解
 - ウ 国家賠償請求訴訟は提起前であることから、政府と遺族は対立当事者の関係にはないことの確認
 - エ 国賠訴訟提起前である現在が遺族との面会の好機であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - オ 遺族に対する法務大臣の謝罪の気持ちの有無
 - カ 法務大臣が答弁で繰り返している「入管行政に足りないもの」の具体例
- (6) 大村入国管理センターの被収容者であるネパール人男性が大腿骨頭壊死により寝たきりの状態となっている事案
 - ア 本事案についての法務大臣の認識の有無
 - イ 当該被収容者に対し、早急に適切な医療措置を行う必要性についての法務大臣の見解
 - ウ 当該被収容者を介護施設から本人が希望する総合病院等に移送した上で、根治治療に向けた医療措置を行う必要性についての法務大臣の見解
 - エ 入管収容施設の庁内診療において根治治療を行わないという方針の有無

鈴木庸介君（立民）

ロシアによるウクライナ侵略

- ア 現在のウクライナ情勢についての法務大臣の認識
- イ ウクライナ情勢の今後の見通し及び同国が人道的に厳しい状況にあることについての法務大臣の認識
- ウ ウクライナにおける邦人保護の取組状況
- エ 外務省がウクライナ全土に退避勧告を発出した後に日本に入国したウクライナ人の数
- オ 日本の難民認定制度の概要
- カ 日本に退避してきたウクライナ人が難民条約上の難民に該当するかどうかについての出入国在留管理庁の見解
- キ 日本に退避してきたウクライナ人への出入国在留管理庁の対処方針
- ク 自衛隊法第 84 条の 4（在外邦人等の輸送）の概要
- ケ 自衛隊法第 84 条の 4 の「外国人」にウクライナ人が含まれることの確認
- コ 自衛隊法第 84 条の 4 の輸送に使用される自衛隊機に邦人の家族であるウクライナ人を同乗させることができることの確認

- サ 政府がポーランドで手配しているチャーター機に邦人の家族であるウクライナ人を同乗させることができることの確認
- シ 新型コロナウイルス感染症の水際対策の対象国にウクライナが含まれているか否かについての外務省の見解
- ス ウクライナからの退避者が1日当たり5,000人という入国者総数の制限に服するか否かについての政府の方針
- セ 日本に退避しようとするウクライナ人に対するビザの発給方針についての外務省の見解
- ソ 在日ウクライナ人の人数及びその在留資格の内訳
- タ 日本に退避するために在日ウクライナ人の家族が行ったビザ発給申請の取扱いについての法務大臣の見解

藤岡隆雄君（立民）

- (1) ロシアによるウクライナ侵略
 - ア 我が国に退避してくるウクライナ人に速やかに人道上の在留を許可する必要性に対する法務大臣の見解
 - イ 我が国に退避してくるウクライナ人に対する在留許可の検討の時期
 - ウ 人道上の在留許可を与えたウクライナ人退避者に対する支援の必要性
 - エ ウについて外務副大臣が答弁した「対処」の意味
 - オ 我が国に退避してくるウクライナ人への支援についての確認
 - カ 我が国への退避を希望するウクライナ人に査証免除による入国を認める必要性
 - キ 我が国に退避してくるウクライナ人の査証免除を含めた受入れに向けた外務副大臣の決意
 - ク 日ロ経済交流の促進に向けた「8項目の協力プラン」の中止の必要性についての経済産業副大臣、外務副大臣及び法務大臣の見解
 - ケ 「8項目の協力プラン」の中止に向けたロシア政府への通告の有無
 - コ 「8項目の協力プラン」の実施継続への懸念を経済産業省からロシア政府に伝える必要性
 - サ 「8項目の協力プラン」の実施継続への懸念を外務省からロシア政府に伝える必要性
 - シ 「8項目の協力プラン」の中止に向けた速やかな検討の必要性に対する外務副大臣及び経済産業副大臣の見解
- (2) 昨年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 同事案についての法務大臣の現状認識
 - イ 近年の入国者収容施設における死亡事案の発生件数
 - ウ 尿検査結果についての医師の診断結果の有無
 - エ 尿検査結果についての医師の判断に係る調査報告書の記載に関する疑問点に対する法務大臣の見解
 - オ 改善策の一環として策定された「出入国在留管理庁職員の使命と心得」の内容については「人権と尊厳の尊重」の重要性を前面に出したものに改めるべきとの意見に対する法務大臣の見解

山田勝彦君（立民）

- (1) 入国者収容施設に長期収容されている外国人の人権への配慮についての法務大臣の見解
- (2) 昨年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 調査報告書で指摘されている改善策の内容及び実施状況
 - イ 同事案に係るビデオ映像の公開についての法務大臣の見解
- (3) 難民認定
 - ア 我が国の難民認定率が低いとの指摘に対する出入国在留管理庁の見解

- イ 難民認定を行う機関を出入国在留管理庁から独立させる必要性についての法務大臣の見解
- (4) 入国者収容施設に収容されている外国人を含め現場の声を直接聞く必要性についての法務大臣の見解
- (5) 民法上の成年年齢を 18 歳に引き下げた理由及びそれに伴うベネフィットとリスクについての法務大臣の見解
- (6) 性犯罪の公訴時効の延長についての法務大臣の見解
- (7) 修習資金の貸与を受けて司法修習を行ったいわゆる谷間世代に対する経済的支援の必要性についての法務大臣の見解
- (8) 選択的夫婦別氏制度の導入についての法務大臣の見解

守島正君（維新）

- (1) ロシアによるウクライナ侵略
 - ア ウクライナ人避難民に対する我が国のビザの発給体制及び発給対象者
 - イ ウクライナの避難民の我が国への受入れについての法務大臣の見解
 - ウ 難民の定義の再検討や有事への対応も含めた今後の難民認定に関する法整備及び運用の見直しについての法務大臣の見解
- (2) 法制審議会が答申した「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」
 - ア 無戸籍問題における現行民法の嫡出推定制度の問題点及び同要綱による無戸籍問題解消への効果についての法務大臣の見解
 - イ 再婚禁止期間の撤廃に伴う再婚の早期化により推定を受ける父子関係と実際の父子関係とが異なるケースが増加することに対する懸念への対応
- (3) インターネット上の誹謗中傷
 - ア 現行の侮辱罪の具体的な適用範囲
 - イ 引上げ後の侮辱罪の法定刑の相当性、名誉毀損罪の法定刑とのバランス及び誹謗中傷の抑止効果についての法務大臣の見解
 - ウ 大阪府議会に「大阪府インターネット上の誹謗中傷及び差別等の人権侵害のない社会づくり条例案」が提出されたことを踏まえ、問題解決に向けた自治体の動き及び国の取組方針についての法務大臣の見解
- (4) 人権問題を抱える国・地域に対し、司法外交として基本的人権の尊重及び法の支配の原理を及ぼす方策についての法務大臣の見解

阿部弘樹君（維新）

- (1) 我が国の個別的自衛権についての憲法第 9 条の解釈
- (2) ロシアによるウクライナ侵略が戦争に該当するか否かについての政府の認識
- (3) 第三国による我が国への侵略が発生した場合の対応
 - ア 日米安全保障条約の実効性
 - イ 国民を守るための政府の対応
 - ウ 我が国で戦闘状態に入った場合に一般国民が銃を持って戦うことが犯罪になるか否かについての法務省の見解
- (4) 現在のウクライナ情勢に対する法務大臣の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 現在の 2 千を超える数の法律の整理・改廃を行う必要性についての法務大臣の認識

- (2) 法律の性質は制約と強制を伴うため、毎年新たな法律が成立することで国民の権利が更に制約されていってしまうとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 裁判所職員定員法
 - ア 一つの法律で特別職も含めた全ての国家公務員の処遇を規定すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - イ 法律で定員数の上限のみを定めておき、毎年具体的な定員数の見直しは最高裁判所規則等で行うべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (4) 外国人の入国前や入国審査時における日本の社会習慣等に関する情報提供を強化する必要性についての法務大臣の見解
- (5) 再犯防止対策
 - ア 刑法犯に占める再犯者の割合が上昇し続けていることについての法務大臣の見解
 - イ 現在の矯正処遇では、刑事施設の再入所者率の減少は見込めないとの意見に対する法務大臣の見解

本村伸子君（共産）

- (1) ロシアによるウクライナ侵略に伴う避難民の我が国への受入れを適切に行うべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 昨年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 昨年の2月22日時点の当該女性の健康状態について収容中の映像を見た上での法務大臣の所感
 - イ 当該女性の健康状態が深刻に悪化する前の早い段階から精密検査及び根本治療を行うべきであったとの指摘に対する法務大臣の見解
 - ウ 当該女性の健康状態について支援者からの指摘等があったにもかかわらず、精密検査及び根本治療が行われなかった理由
 - エ 入管収容者の健康状態が悪い場合には外部の医療機関の利用も含めた根本治療を行うべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - オ 戦後から現在までに出入国在留管理庁の収容施設で死亡した者の人数
 - カ 収容施設内の映像記録の長期保存を可能にする仕組みを構築すべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - キ 昨年の2月24日時点における当該女性の状況に関する当該事案の調査報告書の記載についての法務大臣の見解